

監査結果報告書

令和8年6月22日

地方独立行政法人広島県立病院機構

理事長 栗井 和夫 様

地方独立行政法人広島県立病院機構

監事 坂下 宗生

監事 山本 隆之

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人広島県立病院機構の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第1期事業年度における業務及び会計に関する状況について、監査を実施しました。その結果について、以下のとおり報告します。

1 監査方法の概要

私ども監事は、地方独立行政法人広島県立病院機構監事監査規程に従い、理事会に出席するほか、各部門責任者等から業務運営の報告及び説明を受け、必要な書類を閲覧し、これを確かめました。また、財務に関する状況に関しては、会計監査人から監査の方法の概要及び結果について報告並びに説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を行いました。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く。）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認めます。
- (2) 損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合していると認めます。
- (3) 事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (5) 役員の職務執行に関しては、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実はありません。
- (6) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。